

箕輪町小規模工事等受注希望者の登録を申請される方へ

1 目的

この登録制度は、建設業許可を受けていないなどの理由により、入札参加の資格審査（指名参加願）を申請することができない者を対象に、箕輪町が発注する小規模な工事や修繕の受注を希望する者の登録を受け付け、見積先の選定資料とすることにより、町内の小規模業者の受注機会の拡大を図るものです。

2 登録要件

次に掲げる要件を満たす者で、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は、原則問いません。

- (1) 個人営業の場合には、町内に住所を有する者、法人の場合には、町内に主たる事務所を置く者
- (2) 随意契約に係る契約を締結する能力を有する者
- (3) 町税及び町の各種料金を滞納していない者
- (4) 建設工事等の入札参加資格者名簿に登録されていない者
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格、免許を有する者

3 対象となる契約

予定価格が50万円を超えない小規模工事や修繕で、その内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められるものです。

4 登録の方法

次の書類を企画振興課へ提出してください。

- (1) 小規模工事等受注希望者登録申請書兼同意書（様式第1号）

※同意書により、町の税金（個人町県民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）や料金（住宅使用料・保育料・音声告知放送受信料・介護保険料・下水道使用料・排水処理施設使用料・水道料等）の収納状況を随時確認させていただきます。

- (2) 法人 法人の登記簿謄本
個人 代表者の身分証明書

※身分証明書は、本籍地のある市町村役場戸籍担当課で交付しています。

- (3) 資格及び免許等が必要な業種を希望する者にあつては、その資格者証や免許証等の写

※電気工事、管工事、消防施設工事等の工事を施工する場合は、技術者資格等が必要ですので、その資格証等の写しを申請書に添付してください。

5 申請書の受付

申請書の受付は、箕輪町役場企画振興課で随時行います。

6 申請書の書き方

- (1) 「住所又は所在地」欄には、個人営業の場合は住所を、法人の場合は所在地を記入してください。
- (2) 「商号又は名称」欄には、通常使用している名称を記入し、使用していない場合は記入しないでください。法人の場合は法人名を記入してください。
- (3) 「代表者職・氏名」欄の「職」は、法人の場合は登記簿上の「代表取締役」等の名称を記入してください。
- (4) この申請書に押印する印鑑は、見積書や契約書等に使用する印鑑となります。法人の場合は代表者印（登録印）を、個人事業主の場合は、個人印を押印してください。個人印は実印でなくとも結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は、使用しないでください。
- (5) 小規模な工事や修繕等の希望業種は、5業種以内であれば、記入は自由です。資格・免許等が必要な業種は、その資格等の名称も記入してください。

〔希望業種の記載例〕

土木・建築・大工・左官・とび・土工・コンクリート・石・屋根・電気・管・タイル・れんが・ブロック・鋼構造物・鉄筋・ほ装・しゅんせつ・板金・ガラス・塗装・防水・内装仕上・機械器具設置・熱絶縁・電気通信・造園・さく井・建具・消防施設・清掃施設・その他

7 申請書等による登録の有効期間

登録の有効期間は、令和10年5月末までの有効期間となります。提出した月の翌月から前記した期間の末日までとします。

8 登録者名簿への登載

各月の20日（休日に当たる場合は、その前日）までに申請のあったものは、翌月の登録者名簿に随時登録されます。

9 登録事項の変更の届出

申請内容に変更が生じた場合は、変更内容を記載した書面により遅滞なくその旨を届け出てください。

10 登録者名簿からの抹消

登録者名簿に掲載されている者が、2の登録要件に該当しなくなった場合のほか、契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合には、当該名簿から抹消します。

11 登録者名簿の公開

契約制度の公平及び透明性を図るため、登録者名簿は企画振興課において一般の閲覧に供します。

問い合わせ先 箕輪町役場 企画振興課財政係 TEL 79-3152（内線 1154）横内